

□■受験対策ミニ講座 17号 2022□■（養成所ニュースプラス 22号）

今日まで試験勉強を進めてきた皆さん、いよいよギアチェンジです。順調とはいえなくても取り戻すチャンスはあります。毎日決められた時間を確実に確保することです。年末年始が仕事の人でも暦どおりの人もほっとすることなく、前に進みましょう。今回は「Plus Column」で、これから1か月間の勉強法を紹介します。少々長くなりますが、最後までお付き合いください。

さて、今回は、試験当日最後の科目になる「更生保護制度」からの出題です。いつものように選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第29回問題 150】非行少年の取扱いに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 触法少年に対して、家庭裁判所は少年院送致の保護処分をすることができる。
2. 触法少年に対して、検察官は起訴猶予処分を行うことができる。
3. 犯罪少年に対して、警察は児童相談所に送致することができる。
4. 少年院在院者に対して、少年院長は仮退院の許可決定を行うことができる。
5. 虞犯少年に対して、児童相談所長は検察官に送致することができる。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(33期生) 修了に関する書類は、10月31日(月)に発送しています。必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(34期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・社会福祉振興・試験センターより、新型コロナウイルス感染症の感染防止、また不正行為防止対策について情報公開がありました。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=6417>

・令和4年12月9日に、第35回社会福祉士国家試験の受験票が投函(郵送)されました。

詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>

・第35回国家試験は、令和5年2月5日(日)です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。

受験対策ガイダンス動画、オンデマンド動画(全19科目)の視聴が可能です。また、12月20日(火)より、国家試験直前対策講座(有料)の講義動画の視聴が開始となりました。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※国家試験直前対策講座(有料)については、受講確定者に対してご案内(受講確定通知)を郵便及びメールにて順次送付します。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・ 日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

〔年末年始の休業について〕

下記の日程で通常業務を休業いたします。

ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

なお、12月29日（木）以降にお問い合わせいただいた内容等につきましては、1月5日（木）以降、順次ご回答いたします。

<休業期間>

2022（令和4）年12月29日（木）～2023（令和5）年1月4日（水）

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column

皆さんは、年末年始を含むこの1か月でどのように勉強を進める予定ですか。今回は、合格した先輩の勉強方法をご紹介します。

（1）過去問や模擬問、一問一答問題を繰り返し解く

皆さんは、インプットした知識を問題にあたることでアウトプットしてきたと思います。いよいよ、「繰り返し」の記憶反復期です。

前回間違えた問題でも今回解ければ、皆さんの努力の結果です。逆に今回も正解できなかった問題は、理解が定着していなかったということになりますので要チェックです。テキストやワークブック、年表、図表、ご自身のアンダーラインに立ち返り、時間のある休日には必ず点検しましょう。同僚や家族をつかまえて、知識を説明するというのも理解の定着に役立ちます。

中央法規やメディックメディアの問題集にはページの上や横にチェックボックスがあります。3回チェックが付くまで繰り返しましょう。

（2）「国家試験直前対策講座」「ソ教連の受験対策講座」など映像の活用

読むことや書くことに行き詰ったときは、映像も活用しましょう。

当養成所で10月から配信している「ソ教連の受験対策講座」ですが、ソ教連が「朝勉・夜勉」と名付け、各講座を30分程度に区切ってYouTubeで配信しています。苦手科目だけ視聴するのも良いと思います。目先を変えながら様々な感覚を使って、アウトプットしやすい状況を作っていきましょう。

（3）隙間時間も無駄にしない

動画を移動中や料理中に流し、耳から情報を入れるという先輩もいました。手を動かしていない待ち合わせの時間や昼休みなどには、一問一答形式のアプリを利用するのもよいと思います。中央法規の「けあサポ」、メディックメディアの「福ぞうくん」は無料で利用できます。

また、問題集を持ち運ぶのは重いので、区切りごとに破いて持ち運び、取り組んだ先輩もいました。

（4）中央法規合格プランをお使いの方

「合格応援プラン」「逆転合格支援プラン」に取り組んでいる皆さんは、とにかく、学習スケジュールを守ることで

す。予定よりも遅れたときは、この年末年始の時間や組みこまれている「予備日」を使って追いつきましょう。ここが「最後の」ふんばりどころです。

(5) 侮れない生活管理

新型コロナウイルスの新規感染者数が増加しています。手洗い、うがい、マスクの着用、混雑する場所や時間の回避は続けてください。風邪の時期でもあります。少しでも症状を感じたら、早めに受診したり体を休めたりして回復に努めましょう。地域の休日診療医や新型コロナウイルス感染症相談窓口もチェックです。体調を崩すと、回復するまでに勉強時間を大きくロスしてしまいます。

試験は、10時開始です。特に、年末年始がお休みの方は生活リズムを崩してはいけません。午前から問題に対応できるように体を作っていきます。皆さんは受験生です。そのことをお忘れなく。

(6) さいごに

今までもお伝えしてきましたが、社会福祉士の国家試験は、合格基準を満たせば良いのです。満点を指すものでも、他の方に勝たなくてはならないものでもありません。昨年の合格基準点を目安にして、着実に点数を積み重ねること、0点科目を作らないことが重要です。

もうひとつ先輩からの伝言です。この時期に新しい問題集を買わないこと、今までの勉強を信じて続けてほしいとのこと。皆さんのギアチェンジの参考にしていただけますと幸いです。ご自身の手で良い年にしていきましょう。

【Plus Quiz・・・正答と解説】

令和3年の犯罪白書では、刑法犯が更に減少したものの、サイバー犯罪や児童虐待に関する摘発件数は増加したとあります。また、新たに刑務所に入所した高齢者の割合が増加し、刑務所内での福祉サービスとの連携や再犯防止の取り組みが求められています。

この科目は、独自の知識が求められます。他の科目と重複しないので、必ず準備が必要な科目です。ただ、基礎知識を問うものも多く、更生保護制度の概要と更生保護制度の担い手（保護観察官、保護司、更生保護施設）は頻出です。

非行少年については、この5年間で、触法少年への関係機関の対応（第30回）、家庭裁判所と少年司法（第33回）、少年院に収容中の者に対する生活環境調整（第34回）が出題されています。

少年法は、少年の健全な育成を期し、保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的としています。

少年法の新たな動きとしては、民法の成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、2021（令和3）年に少年法も改正され、本年4月から施行されました。18・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られます。ただし、原則検察官送致（逆送）対象に、死刑、無期または1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件（組織的詐欺罪、強制性交等罪、強盗罪など）が追加され、17歳以下の少年とは異なる取扱いがされることになりました。

少年法第2条では、「少年」とは、20歳に満たない者をいうと定義され、第3条では、家庭裁判所の審判に付すべき少年として、14歳以上20歳未満の罪を犯した少年（犯罪少年）、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）、20歳未満で一定の事由により、将来、罪を犯す虞（おそれ）のある少年（虞犯少年）の3つを規定しています。

1. ○触法少年に家庭裁判所は、審判の結果、少年院送致の保護処分とすることもできます。ただし、14歳未満の少年は「特に必要と認める場合に限り」とされています。
2. ×触法少年は、刑法で刑罰を科すことはできないので、検察官に送致されることはありません。
3. ×犯罪少年の事件は全て家庭裁判所に送致します。（全件送致主義）
4. ×少年院長ではなく、地方更生保護委員会になります。地方更生保護委員会は法務省機関として全国8か所に設置され、少年院からの仮退院や刑務所からの仮釈放等の審査・決定を行います。
5. ×児童相談所長には、虞犯少年に限らず検察官に送致する権限はありません。家庭裁判所でも、検察官送致（逆送）は限られているため、虞犯少年を検察官に送致することはできません。

□■次回の「受験対策ミニ講座」は1月6日から再開予定です□■

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus